

日進市公契約条例（案）に係るパブリックコメント実施結果について

意見募集期間：令和3年6月29日（火）から令和3年7月29日（木）まで

意見提出者：1名

提出意見数：1件

	項目	意見の内容	市の考え方
1	P1（基本方針） 第3条（3）	<p>（市の責務）の中に（基本方針）（3）の労働者の適正な労働条件の確保を図ること。に対する記載がない。予定価格が一定額以上の公契約においては、受注者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額を定め、受注者がこの額を遵守することにより、労働者に適正な賃金が支払われるようにすべきである。</p>	<p>（基本方針）第3条第3号に規定する労働者の適正な労働条件の確保を図ることに対する基本的事項につきましては、（適正な労働条件の確保）第7条で規定しております。</p> <p>労働者に支払われる賃金については、国が定める最低賃金法で保証されているもので、賃金の水準をどこに定めるかは、経営的な判断を含め、労使間で決定されるべきものと考えます。</p> <p>本市では、労働報酬下限額を定めないことといたしましたが、適正な労働条件の確保を図るため、一定額以上の公契約においては、最低賃金その他の労働条件等について報告を求めたいと考えております。</p>